

# 再生可能エネルギー等供給拡大指針

2026 年 7 月

大 阪 府

## 目次

はじめに

第1章 本制度の対象となる小売電気事業者の要件

第2章 再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成

第1節 小売電気に係る温室効果ガスの排出及び再生可能エネルギーの供給の状況

第2節 再生可能エネルギー等供給拡大計画

1 対象年度

2 小売電気に係るキロワット時当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策の計画及び目標

3 小売電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策の計画及び目標

4 再生可能エネルギー等供給拡大計画書の公表の範囲

第3章 再生可能エネルギー等供給実績報告書の作成

第1節 再生可能エネルギー等供給実績

1 対象年度

2 小売電気に係るキロワット時当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策の実施状況及び目標の達成状況

3 小売電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策の実施状況及び目標の達成状況

4 再生可能エネルギー等供給実績報告書の公表の範囲

第4章 評価制度

1 評価方法

2 目標を達成した項目割合

3 評価基準

4 評価結果の通知及び公表の範囲

## はじめに

### 1 本指針について

この指針は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 34 条の 2 に基づき、同条第 1 項に規定する小売電気事業者（以下「特定小売電気事業者」という。）を定めるとともに、条例第 34 条の 3 第 1 項に規定する再生可能エネルギー等供給拡大計画書及び条例第 34 条の 5 第 1 項に規定する再生可能エネルギー等供給実績報告書を作成するために必要な事項等について定めるものである。

なお、条例第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて、必要な改定を行うものとする。

また、この指針で使用する用語は、条例第 2 条に規定する定義による。

### 2 趣旨

大阪府では、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021 年 3 月策定、2026 年 3 月改定）」を策定している。加えて、2030 年度までに実施するエネルギー関連の取組の方向性を示すため、再生可能エネルギー利用率等を目標に掲げた「おおさかスマートエネルギープラン（2021 年 3 月）」（以下「プラン」という。）を別途策定している。

二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けては、人々の暮らしやビジネスにおいて、すべての主体がその役割と責任を意識して、気候危機への認識と脱炭素化の目標を共有しながら、社会課題の解決及び経済の好循環を図っていくことが重要であり、これまで以上の省エネ・省資源に加え、再生可能エネルギーなど CO<sub>2</sub> 排出の少ない電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）の普及拡大により、府内全体の電気の排出係数を低減させることが必要である。

また、再生可能エネルギー電気の普及拡大には、府内における現状の普及状況を適切に把握したうえで、各主体の取組を促進する施策・事業を展開することが重要である。

このため、大阪府では、2022 年 3 月に条例を改正して新たな届出報告制度を創設することにより、府内全体での再生可能エネルギー電気の普及状況を適切に把握することのほか、小売電気事業者を通じた再生可能エネルギー電気の普及拡大を促進することとしている。

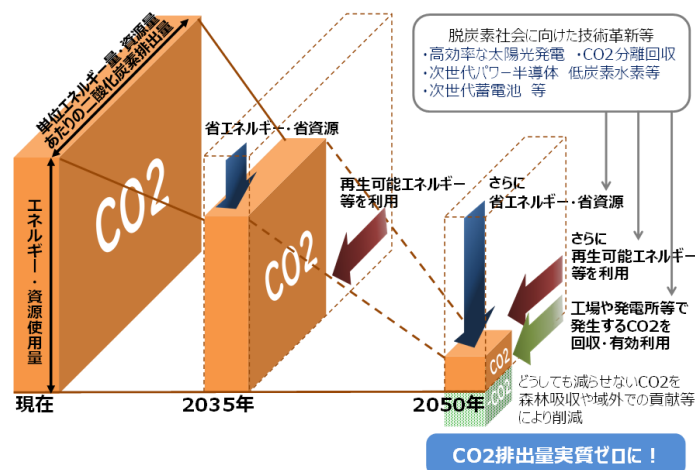


図 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けたアプローチ（概念図）

## 第1章 本制度の対象となる小売電気事業者の要件

再生可能エネルギー電気の普及状況を適切に把握するため、府の区域内に一定量以上の電気を販売する事業者を対象としつつ、地域新電力など中小規模で地域に根差した事業者も対象とする考えのもと、特定小売電気事業者の要件は次のとおりとする。

### 【特定小売電気事業者の要件】

特定小売電気事業者は、府の区域内に電気事業法第2条第1項第1号に規定する小売供給を行う小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。）であって、次の要件のいずれかを満たす者とする。

- みなし小売電気事業者
- 前年度の販売電力量※が、全国シェア（みなし小売電気事業者を除く）0.5%以上の小売電気事業者
- 前年度の販売電力量※が、全国シェア（みなし小売電気事業者を除く）0.1%以上であって本社が府内にある小売電気事業者

※資源エネルギー庁が毎年公表する「資源エネルギー庁 電力調査統計 電力需要実績」を参考とするものとする。

## 第2章 再生可能エネルギー等供給拡大計画書の作成

特定小売電気事業者は、再生可能エネルギーの供給の拡大に関する対策等の計画及び目標について、次に掲げる事項を記載した再生可能エネルギー等供給拡大計画書を条例で定める様式第16号により作成し、毎年8月末日までに届出する。

なお、再生可能エネルギー等供給拡大計画書は、現在の対策実施のもとでの見通し、これまでの対策の実施状況及び他法令の基準などを踏まえて作成する。

### 第1節 小売電気に係る温室効果ガスの排出及び再生可能エネルギーの供給の状況

府内での再生可能エネルギー電気の普及状況を適切に把握するため、次のデータについて届出を行うものとする。

#### (1) 未調整排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(令和6年11月25日改正)の通達(以下、「国の通達」という。)における算定方法で算定した届出を行う年度の前年度の未調整排出係数を示すものとする。

#### (2) 府内販売電力量 (kWh)

届出を行う年度の前年度に府内の需要家に販売した電気の量を示すものとする。

なお、「(6) 基礎排出係数・調整後排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)」においてメニュー別排出係数を示した場合は、各メニューにおける府内の需要家に販売した電気の量もそれぞれ示すものとする。

また、「電気の量」は、使用端の電気の量を示すものとする(以下同じ)。

#### (3) 府内非化石証書(再エネ)等利用量 (kWh)

届出を行う年度の前年度に府内の需要家に販売した非化石証書(再エネ)等を使用した電気の量を示すものとする。

なお、「非化石証書(再エネ)等」とは、FIT 非化石証書、非FIT 非化石証書(再生可能エネルギー指定)、J-クレジット(再生可能エネルギー由来)またはグリーン電力証書のことをいう(以下同じ)。

また、「(6) 基礎排出係数・調整後排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)」においてメニュー別排出係数を示した場合は、各メニューにおける府内の需要家に販売した非化石証書(再エネ)等を使用した電気の量もそれぞれ示すものとする。

#### (4) 府内非化石証書(再エネ)等利用率 (%)

「(3) 非化石証書(再エネ)等利用量」において示した電気の量を「(2) 府内販売電力量」において示した電気の量で除した値に100を乗じた値を示すものとする。

なお、「(6) 基礎排出係数・調整後排出係数 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)」においてメニュー別排出係数を示した場合は、各メニューにおける非化石証書(再エネ)等利用率もそれぞれ示すものとする。

(5) 国内非化石証書（再エネ）等利用率（％）

届出を行う年度の前年度に国内の需要家に販売した非化石証書（再エネ）等を使用した電気の量を、届出を行う年度の前年度に国内の需要家に販売した電気の量で除した値に 100 を乗じた値を示すものとする。

(6) 基礎排出係数・調整後排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）

国の通達により、特定小売電気事業者が経済産業省及び環境省に報告している基礎排出係数・調整後排出係数（メニュー別排出係数を報告している場合はその排出係数）であって、届出を行う年度の前年度における基礎排出係数・調整後排出係数を示すものとする。

なお、メニュー別排出係数を示す場合は、府内全体の調整後排出係数をより正確に算定するために、「(7) 基礎二酸化炭素排出量・調整後二酸化炭素排出量（kg-CO<sub>2</sub>）」におけるメニュー毎の二酸化炭素排出量の合計を「(2) 府内販売電力量（kWh）」におけるメニュー毎の府内販売電力量の合計で除した値を示すものとする。

(7) 基礎二酸化炭素排出量・調整後二酸化炭素排出量（kg-CO<sub>2</sub>）

「(6) 基礎排出係数・調整後排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）」において示した排出係数に「(2) 府内販売電力量（kWh）」において示した電気の量に乗じて算出した値を示すものとする。

なお、「(6) 基礎排出係数・調整後排出係数（kg-CO<sub>2</sub>/kWh）」においてメニュー別排出係数を示した場合は、各メニューにおける二酸化炭素排出量もそれぞれ示すものとする。

(8) 電源構成（kWh）及び電源構成比率（％）

届出を行う年度の前年度において国内全体で販売した電気（非化石証書（再エネ）等の有無は問わない）のうち、次の電源由来の電気それぞれの量（kWh）及び比率（％）を示すものとする。

- ① 再エネ電源（非 F I T）由来の電気
- ② 再エネ電源（F I T）由来の電気
- ③ ①及び②以外の電源由来の電気

## 第2節 再生可能エネルギー等供給拡大計画

再生可能エネルギー電気の普及拡大を計画的に進めるために、対象年度及びその次年度のほか、対象年度から 2030 年度までの対策の計画及び目標について届出を行うものとする。

また、需要家への再生可能エネルギー電気の選択を促進するために、多様な再エネメニューを周知することが重要であることから、対象年度における各小売電気事業者の再エネメニューの提供状況についても届出を行うものとする。

なお、「再エネメニュー」とは、非化石証書（再エネ）等を使用した電気の量が 35%以上含まれるメニューのことをいう（以下同じ）。

### 1 対象年度

届出を行う日の属する年度とする。

## 2 小売電気に係るキロワット時当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策の計画及び目標

### (1) 対策の計画

対象年度及びその次年度のほか、対象年度から 2030 年度までにおいて、特定小売電気事業者が小売電気に係るキロワット時当たりの温室効果ガスの量の低減を図るために実施する対策の計画を示すものとする。

### (2) 未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の目標 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

対象年度、対象年度の次年度及び 2030 年度における未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数（事業者全体のものに限る）の目標値を示すものとする。

## 3 小売電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策の計画及び目標

### (1) 対策の計画

対象年度及びその次年度のほか、対象年度から 2030 年度までにおいて、特定小売電気事業者が小売電気の量に対する再生可能エネルギーの供給割合の拡大を図るために実施する対策の計画を示すものとする。

### (2) 非化石証書（再エネ）等利用率の目標 (%)

対象年度、対象年度の次年度及び 2030 年度において国内全体で販売する電気のうち、非化石証書（再エネ）等を有する電気の比率の目標値を示すものとする。

### (3) 電源構成比率の目標 (%)

対象年度、対象年度の次年度及び 2030 年度において国内全体で販売する電気のうち、次の電源由来の電気の比率を示すものとする（非化石証書（再エネ）等の有無は問わない）。

- ① 再エネ電源（非 F I T）由来の電気
- ② 再エネ電源（F I T）由来の電気
- ③ ①及び②以外の電源由来の電気

### (4) 再エネメニューの情報

対象年度に府内の需要家に販売するメニューのうち、再エネメニューの提供の状況又は予定について示すものとする。

また、大阪府のホームページで公表を希望する場合は、再エネメニューの名称、掲載ホームページの URL、再エネ率、供給可能な電圧の種類（家庭向け（低圧）、事業者向け（低圧、高圧、特別高圧））及び特徴（50 字以内）を示すものとする。

## 4 再生可能エネルギー等供給拡大計画書の公表の範囲

再生可能エネルギー等供給拡大計画書のうち、次に掲げる事項については大阪府ホームページで公表する。

- ・届出者住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- ・本指針第2章第2節1から3に関する事項

なお、本指針第2章第1節(2)から(7)の規定により届出された個別データ((6)は府内全体の基礎排出係数、調整後排出係数に限る。)は、統計的な処理をして活用するものであり、原則として公表しないものとする。



### 第3章 再生可能エネルギー等供給実績報告書の作成

特定小売電気事業者は、再生可能エネルギー等供給拡大計画書に基づき実施した対策結果等について、次に掲げる事項を記載した再生可能エネルギー等供給実績報告書を条例で定める様式第16号により作成し、毎年8月末日までに届出する。

なお、届出の初年度となる年度においては、再生可能エネルギー等供給実績報告書の届出は行わない。

#### 第1節 再生可能エネルギー等供給実績

再生可能エネルギー等供給実績報告書は、特定小売電気事業者が前年度に届出した再生可能エネルギー等供給拡大計画書に基づいて行った対策結果等を報告するものである。

##### 1 対象年度

届出を行う日の属する年度の前年度とする。

##### 2 小売電気に係るキロワット時当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策の実施状況及び目標の達成状況

###### (1) 対策の実施状況

対象年度に届出した再生可能エネルギー等供給拡大計画書に基づいて行った小売電気に係るキロワット時当たりの温室効果ガスの量の低減を図るための対策の実施状況を示すものとする。

###### (2) 未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の目標の達成状況（kg-CO<sub>2</sub>/kWh、削減率のみ％）

対象年度における未調整排出係数及び調整後排出係数の目標値（対象年度に届出した再生可能エネルギー等供給拡大計画書に記載した目標値とする。）、国の通達における算定方法で算定した対象年度及び対象年度の前年度における未調整排出係数及び調整後排出係数（事業者全体のものに限る）を実績値として示すものとする。

また、対象年度の前年度の実績値から対象年度の実績値を減じて算出した値を対象年度の前年度の実績値で除した値に100を乗じて算出した削減率を示すものとする。

##### 3 小売電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための対策の実施状況及び目標の達成状況

###### (1) 対策の実施状況

対象年度に届出した再生可能エネルギー等供給拡大計画書に基づいて行った小売電気に係る再生可能エネルギーの供給割合の拡大を図るための対策の実施状況を示すものとする。

###### (2) 非化石証書（再エネ）等利用率の実績（％）

国内全体で販売した電気の量のうち、非化石証書（再エネ）等を使用した電気の量の比率について、対象年度の目標値（対象年度に届出した再生可能エネルギー等供給拡大計画書に記載した目標値とする。）及び実績値、対象年度の前年度の実績値及び増減値を示すものと

する。

なお、非化石証書（再エネ）等利用率の実績値は、当該年度において国内全体で販売した非化石証書（再エネ）等を使用する電気の量を国内全体で販売した電気の量で除した値に 100 を乗じて算出するものとする。

また、この場合の増減値は、対象年度の実績値から対象年度の前年度の実績値を減じて算出した値とするものとする。

### （３）電源構成比率の実績（％）

国内全体で販売した電気のうち、次に示す電源由来の電気（非化石証書（再エネ）等の有無は問わない）の量の比率について、対象年度の目標値（対象年度に届出した再生可能エネルギー等供給拡大計画書に記載した目標値とする。）及び実績値、対象年度の前年度の実績値及び増減値を示すものとする。

- ① 再エネ電源（非 F I T）由来の電気
- ② 再エネ電源（F I T）由来の電気
- ③ ①及び②以外の電源由来の電気

なお、電源構成比率の実績値は、当該年度において国内全体で販売したそれぞれの電源由来の電気の量について、国内全体で販売した電気の量で除した値に 100 を乗じて算出するものとする。

また、この場合の増減値は、対象年度の実績値から対象年度の前年度の実績値を減じて算出した値とするものとする。

### （４）再エネメニューの提供の状況

対象年度に府内の需要家に販売するメニューのうち、再エネメニューの提供の状況について示すものとする。

## ４ 再生可能エネルギー等供給実績報告書の公表

再生可能エネルギー等供給実績報告書のうち、次に掲げる事項については大阪府ホームページで公表する

- ・届出者住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- ・本指針第 3 章第 1 節 1 から 3 に関する事項

## 第4章 評価制度

### 1 評価方法

条例第34条の6の規定に基づき、知事は、特定小売電気事業者から届出のあった再生可能エネルギー等供給拡大計画書及び再生可能エネルギー等供給実績報告書をそれぞれ評価し、顕著な取組を行った事業者を公表することとしている。

2021年11月大阪府環境審議会「事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について（答申）」などを踏まえ、再エネメニューの提供状況、電源構成の比率、非化石証書（再エネ）等利用率、調整後排出係数を評価の項目として設定する。また、プランの目標として掲げる電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率35%以上（2030年度）、2030年度におけるエネルギー需給の見通し（2021年10月）における再エネ電源構成36%～38%（2030年度）及び電力排出係数0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh（2030年度）を踏まえて目標を設定し、2に示す「目標を達成した項目割合」をもとに、3に示す「評価基準」により、評価を行うものとする。

<参考>令和3年11月大阪府環境審議会「事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について（答申）」の22頁抜粋

○再生可能エネルギーの供給拡大を促進するための制度の運用について

再生可能エネルギーの供給拡大に向けて、その目的を鑑みるとともに、他自治体の状況及び事業者へのヒアリング結果等も参考に検討を行った。施策・制度の方向性について以下に示す。

- ・エネルギーを使用する事業者など需要家からは、昨今の国内外の潮流を受けて、RE100対応が可能な小売電気事業者の情報を求める声が大きくなっている。需要家が電気の切替えを検討する参考とできるように、適切に情報発信していくことが望ましい。
- ・実績報告書の内容をもとに、再生可能エネルギーの供給拡大に向けた顕著な取組みを行った事業者を評価し、公表するなど、積極的な取組みに対するインセンティブを設けることが望ましい。
- ・以上のことから、小売電気事業者の計画書・報告書の内容については、RE100対応も含めて、ホームページ等でわかりやすく公表を行うことが適当である。

また、再生可能エネルギーの供給拡大が顕著であった事業者を評価し、公表するなど、積極的な取組を行うことへのインセンティブを設けることが望ましい。

<留意事項>

- ・再生可能エネルギーの供給拡大が顕著であった事業者を評価する際、非化石証書の購入量の増加によるものよりも、調達する電源構成における再生可能エネルギー電源比率の増加によるものを高く評価するなど、再生可能エネルギー供給力の増大への寄与についても一定考慮することが望ましい。

## 2 目標を達成した項目割合

### (1) 再生可能エネルギー等供給拡大計画書

目標を達成した項目割合は、別表第1に示す項目について、同表に示す目標を達成した項目の割合(%)とする。

別表第1

| 項目                                   | 目標                                                             |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 「再エネ率 35%以上」の再エネメニューの提供              | 府内に再エネメニューを提供している又は供給予定があること                                   |
| 国内全体で販売する電気のうち非化石証書(再エネ)等を有する電気の量の比率 | 2030 年度における比率の目標値が 35%以上であること                                  |
| 国内全体で販売する電気のうち再生可能エネルギー電源由来の電気の量の比率  | 2030 年度における比率の目標値が 36%以上であること                                  |
| 調整後排出係数                              | 2030 年度における調整後排出係数の目標値が 0.25 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh) 以下であること |

### (2) 再生可能エネルギー等供給実績報告書

目標を達成した項目割合は、別表第2に示す項目について、同表に示す目標を達成した項目の割合(%)とする。

別表第2

| 項目                                   | 目標                                                         |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 「再エネ率 35%以上」の再エネメニューの提供              | 対象年度に府内に再エネメニューを提供していること                                   |
| 国内全体で販売する電気のうち非化石証書(再エネ)等を有する電気の量の比率 | 対象年度における比率の実績が 35%以上であること                                  |
| 国内全体で販売する電気のうち再生可能エネルギー電源由来の電気の量の比率  | 対象年度における比率の実績が 36%以上であること                                  |
| 調整後排出係数                              | 対象年度における調整後排出係数の実績が 0.25 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh) 以下であること |

### 3 評価基準

「2 目標を達成した項目割合」で算出した割合に応じて、別表第3の評価基準に基づき、再生可能エネルギー等供給拡大計画書及び再生可能エネルギー等供給実績報告書をそれぞれ評価するものとする。

別表第3 評価基準

| 基準に適合した割合 | 評価  |
|-----------|-----|
| 100 %     | AAA |
| 75 %      | AA  |
| 50 %      | A   |
| 25 %      | B   |
| 0 %       | C   |

### 4 評価結果の通知及び公表の範囲

別表第4に基づき、評価の結果を特定小売電気事業者へ通知し、また、評価の優良な特定小売電気事業者について、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所とその評価結果を大阪府ホームページで公表する。

別表第4 評価結果の通知及び公表の範囲

| 評価  | 通知 | 公表 |
|-----|----|----|
| AAA | ○  | ○  |
| AA  | ○  | ○  |
| A   | ○  | ○  |
| B   | ○  | －  |
| C   | ○  | －  |